

令 02 原機（敦廢）006

令和 3 年 1 月 18 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1  
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄  
(公印省略)

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設  
廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

令和 2 年 5 月 22 日付け令 02 原機（敦廢）002 にて変更認可を申請いたしました  
高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書について、添付の  
とおり一部補正いたします。

1. 補正内容

令和 2 年 5 月 22 日付け令 02 原機（敦廃）002 をもって変更認可を申請した高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画に関し、令和 2 年 5 月 29 日付け（原規規発第 2005294 号）にて認可を受けた内容及び令和 2 年 6 月 9 日付け令 02 原機（敦廃）004 にて軽微な変更を届け出た内容を反映して、当該申請を別紙のとおり補正する。

2. 補正理由

- (1) 「本文十一 廃止措置の工程」「1. 廃止措置の工程 第 11-2 図 第 1 段階の工程」について、令和 2 年 5 月 29 日の認可にて模擬燃料体の搬入体数を変更し、令和 2 年 6 月 9 日の軽微な変更にて燃料体の処理実績及び今後の燃料体の取出し計画を見直したことから、その内容を反映する。
- (2) 「添付書類一 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書」「2. 作業人員及び設備の管理方法並びにその体制」について、令和 2 年 5 月 29 日の認可にて模擬燃料体等の装荷位置の図を追加したことから、図番号を繰下げる。

以 上

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書  
改正前後比較表



変更認可申請箇所（令和2年5月22日申請）を\_\_\_\_、変更認可箇所（令和2年5月29日認可）を\_\_\_\_、  
 変更届出箇所（令和2年6月9日届出）を\_\_\_\_、で示す。

変更箇所	改正前	改正後	理由
添付書類 一 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書 2. 作業人員及び設備の管理方法並びにその体制	2. 作業人員及び設備の管理方法並びにその体制 燃料体取出し作業に係る要員の体制を第 4. 図に示す。燃料体取出し作業の実施体制については、もんじゅの保安管理体制の中で、担当する課長が、その課の管理職又はもんじゅの設備及び操作に精通した管理職相応の者から実施責任者を選任し、実施責任者の下、燃料取扱設備の運転操作を担当する「操作チーム」と、運転操作を設備面から支援する「設備チーム」から構成する。これら燃料体取出し作業に従事する者に対しては、安全かつ着実な遂行に資するため、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。 燃料取扱設備の <u>保守</u> 管理は、設備の <u>保守</u> 管理を担当する課が保全計画に基づいて行う。故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体取出し作業の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処できるよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。 （以下略）	2. 作業人員及び設備の管理方法並びにその体制 燃料体取出し作業に係る要員の体制を第 5. 図に示す。燃料体取出し作業の実施体制については、もんじゅの保安管理体制の中で、担当する課長が、その課の管理職又はもんじゅの設備及び操作に精通した管理職相応の者から実施責任者を選任し、実施責任者の下、燃料取扱設備の運転操作を担当する「操作チーム」と、運転操作を設備面から支援する「設備チーム」から構成する。これら燃料体取出し作業に従事する者に対しては、安全かつ着実な遂行に資するため、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。 燃料取扱設備の <u>施設</u> 管理は、設備の <u>施設</u> 管理を担当する課が保全計画に基づいて行う。故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体取出し作業の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処できるよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。 （以下略）	図番号の繰下げ （令和2年5月29日認可の反映）  新検査制度への移行に伴う変更 （保守管理を施設管理に変更） （令和2年5月22日申請）